

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鋼 武 紀

## 香川県条例第62号

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) 前号に掲げる職員のほか、 <u>職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(5) 略 (6) 前号に掲げる職員のほか、 <u>育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u>
(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u> (4) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)。</u> (5) 略	(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)・(2) 略  (3) <u>育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。)。</u> (4) 略
(育児休業の承認の取消事由)	(育児休業の承認の取消事由)

第5条 略

- (1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと。  
(2) 略

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(部分休業)

第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1)・(2) 略  
(3) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第5条 法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと。  
(2) 略

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(部分休業)

第8条 法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1)・(2) 略  
(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)  
 第3条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>

- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
  - 第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における

る号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。